

平成 30 年度四日市市嘱託職員（市営住宅課）採用試験要項

1. 募集職種及び採用予定人数

①募集職種 四日市市嘱託職員（市営住宅課）

②採用予定人数 1人

※採用後の主な業務

(1)市営住宅使用料納付催告業務

(2)市営住宅使用料訪宅徴収業務

(3)その他市営住宅課の補助業務

2. 採用予定日 平成30年8月1日

3. 受験資格 次の要件を満たす人が受験できます。

①昭和33年8月2日以降に生まれた人

②地方公務員法第16条に定める欠格条項に該当しない人

③外国籍の人は、永住者または特別永住者の在留資格を有する人

④普通自動車免許を有する人

⑤パソコンの入力操作が出来る人

4. 試験日時及び試験会場

(一次試験)

試験日時	平成30年6月17日（日） 午前9時00分～正午頃
会場	四日市市総合会館7階 第2研修室（市役所西側）

(二次試験)

平成30年7月8日（日） 実施予定、日程・会場等の詳細は一次試験合格者に通知

5. 試験内容

(一次試験)

試験内容	試験時間	内 容
教養試験	90分	社会常識、日本語能力及び数的処理能力についての筆記試験
適性検査	50分	主として職務遂行上必要な資質及び組織への適応性について測定するクレペリン検査

(二次試験)

試験内容	試験時間	内 容
小論文	50分	与えられたテーマに対する思考力、表現力について評価を行う
面接試験	1人15～20分程度	人物及び職務に対する適応性等の総合評価を行う

※試験日には、鉛筆（BまたはHB）数本と消しゴム等の筆記用具を持参してください。

※二次試験合格者には、所定の期間内に健康診断を受診していただきます。

6. 合格発表

郵送で本人に通知します。

一次試験の合格発表（予定） 平成30年7月 2日（月）

二次試験の合格発表（予定） 平成30年7月13日（金）

7. 受験手続

①提出書類

- 受験申込書 1部〔市規定用紙。3ヶ月以内に撮影の上半身・脱帽の写真(30×40mm)を貼り付けること。〕
※学歴・職歴欄については、学部学科名等まで記載し、卒業、中退等を明示してください。
- 受験票 1部(市規定用紙。受験申込書と同一写真を貼り、受験申込書から切り離さないこと)
- 封筒(定形) 2部〔長形3号(23.5cm×12cm) 受験票、試験結果送付用。2部とも宛名を明記し、82円切手を貼ること。〕
- 在留資格を証する書類(住民票など) 1部(外国籍の方のみ。個人番号情報は不要。)

②提出先

四日市市 都市整備部 市営住宅課
〒510-8601 四日市市諏訪町1-5 四日市市役所本庁舎4階

③受付期間

平成30年5月16日(水)から平成30年6月5日(火)〔当日必着〕

※ 郵送の場合は、封筒に「受験申込書在中」と朱書きしてください。郵送の場合も締切日までに到着分のみを有効とします。持参いただく場合は、月曜日から金曜日の午前8時30分から午後5時15分までとします〔但し祝祭日を除く〕。

※ 受験に際して取得した個人情報、採用試験及び採用に関する事務以外の目的では使用しません。

※ 提出いただいた書類は返却いたしません。

8. 試験結果の提供

この試験に不合格になった人で希望者には、総合順位と総合得点をお知らせします。

- (1) 期間 合格発表日から1か月間
(2) 場所 四日市市 都市整備部 市営住宅課
(3) 請求方法 受験者本人が、受験票又は本人確認書類(運転免許証等)を持参の上直接申し出る。

9. 受験についての問い合わせ先

四日市市 都市整備部 市営住宅課 TEL 059-354-8219

参 考

◇採用後の給与(平成30年4月1日現在)

- ・給料等月額 180,070円
- ・その他の手当等

嘱託職員の就業に関する要綱の定めるところにより支給されます。

(期末・勤勉手当、通勤手当、時間外手当等)

◇勤務時間・休暇

- ・勤務時間 午前8時30分から午後5時15分
- ・休日 土曜日・日曜日・祝日・年末年始(12月29日～1月3日)
但し、業務の都合により、休日に勤務を命ずる場合があります。
- ・休暇 嘱託職員の就業に関する要綱の定めるところにより付与されます。(年次有給休暇等)

◇雇用期間 平成31年3月31日まで(1年ごとの更新あり。但し、更新は最長平成35年3月31日まで。なお、60歳を超えて新たな更新は行いません。)

◇地方公務員法第16条(欠格条項)

次の各号のいずれかに該当する者は、条例で定める場合を除くほか、職員となり、又は競争試験若しくは選考を受けることができない。

- 1 成年被後見人または被保佐人
- 2 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- 3 当該地方公共団体において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
- 4 人事委員会又は公平委員会の委員の職にあつて、第60条から第63条までに規定する罪を犯し刑に処せられた者
- 5 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

◇その他

地方公務員法等の改正により、身分・勤務条件等が変更となる場合があります。